

創業に関するご相談は商工会議所にお任せください

金融情報

新型コロナウイルス感染症に関連する特例制度のご案内

令和3年10月1日現在

Table with columns: 制度名, 貸付限度額, 用途, 返済期間, 利率, 申込先. Includes programs like 経営改善貸付, 新型コロナウイルス感染症特別貸付, 経営支援特別融資.

新津商工会議所青年部会員募集中!! 私たちと一緒に新津を盛り上げてみませんか? Includes membership details and contact info.

新潟県 事業継続支援金 (飲食関連事業者等) 【時短要請枠】

飲食店等への営業時間短縮の要請により、売上が減少した飲食関連事業者等に対して、事業継続に向けた支援金を支給します。

Table with 2 columns: ①県内で単独店舗又は事業所を営業者 (20万円), ②県内で複数店舗又は事業所を営業者 (40万円)

対象者: 県内に本社又は本店を有する法人又は個人で、かつ以下の①又は②のいずれかに該当する方

- ①令和3年8月以降に発令した営業時間短縮要請の対象区域となる県内市町村の飲食店に対して、直接かつ継続して商品・サービスを提供している事業者。
②令和3年8月以降に発令した営業時間短縮要請の対象区域となる県内市町村に事務所、事業所を有し、タクシ-事業者・自動車運転代行業者として許可等を受けている事業者。

支給要件: 事業者全体の売上高について、令和3年7月～令和3年9月までのいずれか1か月において、前年(又は前々年)同月比で20%以上減少していること。

申請方法: 申請書に添付書類を添えて、簡易書留など郵送物の追跡が出来る方法で「郵送」してください。 ※感染拡大を防止するため、持参による申請はできません。

受付期間: 令和3年9月8日(水)～令和3年10月31日(日)

<URL>

https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/insyokukanren2.html

<お問い合わせ先>

事業継続支援センター (TEL: 025-248-7270)

※受付時間は午前9時から午後5時まで(土日祝日は除く)



必ずチェック最低賃金! 使用者も、労働者も 令和3年10月1日から新潟県最低賃金が変わりました!

時間額: 831円 → 時間額859円

※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

新潟県最低賃金は、従来の時間額831円から28円引き上げられ、本年10月1日から859円になりました。

新潟県最低賃金は、県内で事業を営む全ての使用者及びその事業場で働く全ての労働者(臨時、パート、アルバイト等を含む)に適用されます。

この機会に、最低賃金額を確認しましょう。

<問い合わせ先>

新潟労働局労働基準部賃金室 TEL:025-288-3504

新津労働基準監督署 TEL:0250-22-4161

新型コロナ対策(お知らせ)

新津商工会議所 新型コロナ対策の最新支援情報は、当所ホームページを活用下さい!

当所ホームページ(http://niitsu.or.jp/)では、新型コロナウイルスの影響による各支援策について「支援策パンフレット」「資金繰り」「給付金」「助成金」「補助金」等に分類し、国・県・市等からの支援が拡充される都度、更新しています。

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備したセーフティネット 安心の材料をご提供します。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

小規模企業共済制度

●制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

他にもこんな特徴があります。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

●契約者貸付けの利用が可能 契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

●共済金の受給権は差押禁止 共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け 「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

共済相談室 TEL:050-5541-7171

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

検索

靴なら何でも揃うイザワ 靴のイザワ 本島店 22-0625 程島店 21-2223

太陽光発電承ります まずはお相談ください 八重電業社 22-3131 ソーワ 27-1070

BCPの担い手 ガスコージェネ 都市ガスで、電気とお湯をつくります。 越後天然ガス TEL:0250-24-2171

ご愛読ありがとうございます NIC新津 (株)新潟日報サポート 新津支店 新潟市秋葉区滝谷町3番21号 TEL 0250(22)2015 FAX 0250(22)2050